

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

社会や経済の情勢がめまぐるしく変化する中、食を取り巻く社会環境も大きく変化し、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。人々は日々忙しい生活を送る中で、毎日の「食」の大切さを忘れがちです。食生活においては、栄養の偏り、食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加などの問題に加え、食品の安全性の問題や^{*}食料自給力や環境への負荷などの食糧問題、^{*}食文化に関する意識の希薄化などが危惧されています。

国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的に、平成17年6月に「^{*}食育基本法」を制定しました。その後、^{*}食育基本法に基づき平成18年に「食育推進基本計画」、平成23年に「第2次食育推進基本計画」、平成28年に「第3次食育推進基本計画」を作成し、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

中津市でも、朝ごはんの欠食、肥満、過度のやせ志向、^{*}生活習慣病の増加などが問題となる中、若い世代から「食」と「健康」に対する重要性を認識し、将来的に自ら生活習慣病を予防することを目的に、平成18年11月に「中津市食育推進計画～食から始まる未来への羅針盤～」を策定しました。10年にわたり、「毎日の食卓から明日への健康づくりの実現」と「自然も心も豊かなまち“中津”の新しい^{*}食文化の創造」を基本理念に、関係機関とともに食育を推進してきました。特に「自分自身の将来に向けた健康づくり」と「子どもたちの将来の健康づくり」の担い手である若い世代への食育が重要であると考え、子ども、若い世代、子育て世代への食育の推進に取り組んできました。

中津市食育推進計画が平成28年度で計画期間を終えることから、これまでの取り組みの成果と食に関する状況や課題を踏まえつつ、新たに「第2次中津市食育推進計画」を策定します。



食育とは（^{*}食育基本法 前文から抜粋）

- ・ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・ 様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること

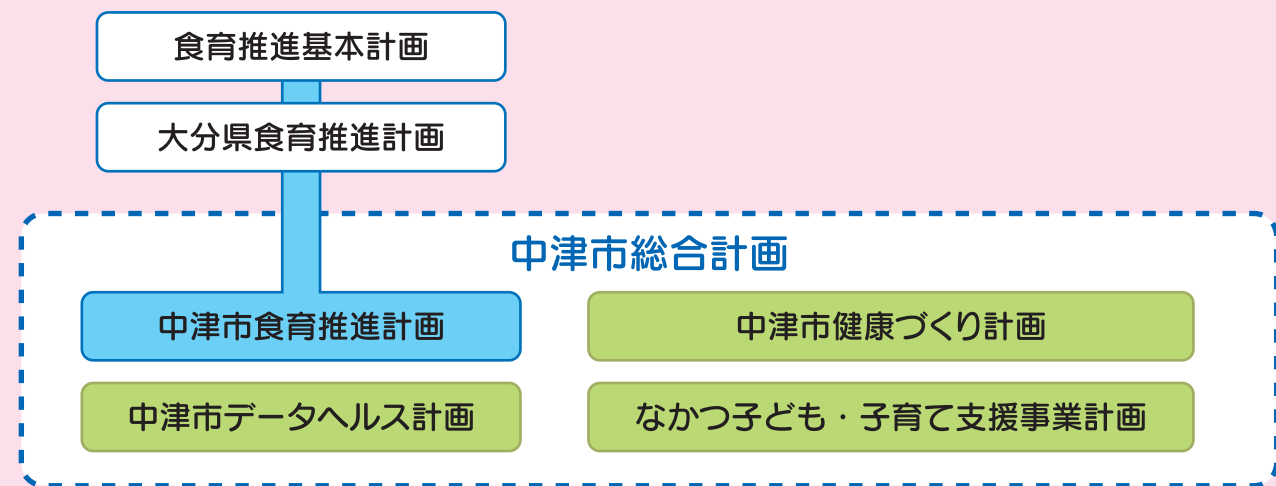
2. 計画の方針

- 1.食育の実践主体は市民とし、自分自身で健康づくりをすすめられるように、実践内容の充実を図ります。
- 2.*健康づくり推進協議会、食育推進計画専門部会、*食生活改善推進協議会、行政との協働作業とし、相互に補完しあって食育が推進されるように促進します。
- 3.地域の特性が反映されたものとするため、農林水産資源に恵まれた中津市の特性を生かした食育を推進します。
- 4.国・県の基本方針をふまえながら、中津市の独自性を盛り込んだものとします。

3. 計画の特徴と位置づけ

食育は、子どもから大人まで生涯必要と考えられますが、特に若い世代は、「自分自身の将来に向けた健康づくり」と「子どもたちの将来の健康づくり」の担い手といえます。この時期に、食生活の基礎づくりを行い、実践していくことで、次の時代を担う子どもたちへと引き継がれていくため、まず若い世代における食育が重要です。そこで、子ども、若い世代及び子育て世代を対象とした食育を具体的に展開します。

なお、この計画は、*食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。また、推進にあたっては、中津市の上位計画である「第5次中津市総合計画」をはじめ、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できるまち」を基本理念とする「第2次中津市健康づくり計画～健康のススメなかつ21」等の関連計画との整合性を図ります。



4. 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。なお、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

